

# 人生の 仕舞い方



よりこ  
武藤頼胡の

前回に続き「生前贈与」のことです。日本で一番高い税金（税率）は、相続税と贈与税で税率は55%です。そして日本ではもう一方側が税金を納めます。すなわち、子どもや孫が納税するということです。

ちなみに米国は、贈与する側（あげる人）が納税します。対象となる期間は、毎年1月1日～12月31日までとな

「生前贈与」について

## 計画立てて賢く継承

ります（亡くなる3年前までの贈与は相続税に換算されま

す）。  
相続は亡くなったときの1回しかありませんが、贈与は毎年できるのがいいですね。計画が立ちます。

贈与税は110万円までなら掛かりません、ということ



は、毎年110万円は無税であげたい人に渡せます。注意点は「お互いの合意」があることが贈与なので、渡す相手にしっかりと伝えてください。

実はこの制度、奥が深いんです。例えば、住宅を買うときの援助なども、この110万円までの範囲以外にありません。この生きているうちに財産を渡すことに関しての優遇が、多々あるのです。大事なことは贈与に限らず、制度をしっかりと勉強し、理解するということです。

このような仕事をしている私でも分からないくらい、複雑だったりします。そこで専

門家の方に相談をする、というところをお勧めします。最近では銀行でも相談に乗ってくれます。証券会社や保険会社も相談できます。

これは死ぬ準備ではなく、自分の生きた証しであるものをどう承継していくのかの手だてです。

家を残すということは財産だけでなく、その財産に込められた思いもあります。そこもしっかり伝えて、すてきな継承をしていってくださいね。

（終活カウンセラー協会代表理事）

（次回は26日付）